

H20. 6. 28 原案可決

身体障害者に対する駐車規制及び駐車許可制度運用の見直しに関する意見書

近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化し、障害者基本法、障害者の雇用の促進等に関する法律、障害者自立支援法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等、障害者施策の核となる法律が改正・成立・施行されたところである。

これにより、公共交通機関、建築物、道路等バリアフリーの対象施設としてその整備促進が図られており、身体障害者の就労をはじめ、社会参加を促進するためのハード・ソフト両面で施策が講じられているところである。

このような中、歩行困難な身体障害者にとって、日常生活全般での移動手段として自動車は重要な位置を占めており、駐車規制除外措置は日常生活を送るうえで必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、平成19年2月、警察庁より各都道府県警察本部長あて「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」の通達では、駐車規制除外措置による標章交付の対象者が下肢不自由については、身体障害者福祉法施行規則別表に定める級別における3級の1までとなった。

山間部の占める割合が多い和歌山県では、移動手段としての自動車は公共交通機関よりも利便性が高く、この対象範囲では日常生活にも大きな支障を来している者も多い。

よって、更なる身体障害者の移動支援を図るため、下記の必要な措置をとるよう国に要望する。
記

駐車規制除外措置による標章交付の対象者を下肢不自由については、1級から4級までとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月28日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)
国家公安委員長